

# マイナポイントの手続きはお済みですか？

※マイナンバーカードを令和5年2月末までに（延長されました）申請された方は、マイナポイントの申請手続きができます。

ポイント①	ポイント②	ポイント③
本人確認書類・ 各種書類取得に便利	医療ますます便利	給付金の受け取りが スマートに！
マイナンバーカードの 新規取得等で 最大 <b>5,000円分</b> の マイナポイント <small>※1,2,3,4</small>	健康保険証としての 利用申込みで <b>7,500円分</b> の マイナポイント <small>※4,5</small>	公金受取口座の 登録完了で <b>7,500円分</b> の マイナポイント <small>※4,5</small>

※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をする  
と、ご利用金額の25%のマイナポイント(最大5,000円分)を受け取ることができます。※2マイナンバーカードを既に  
取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。※3第1弾で5,000円分のマイナポイントを取得済み  
の方は対象外となります。※4マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請期限後にカードを申請された場  
合、マイナポイントの申込みをすることはできません。※5健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認  
後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。



東通村役場ではマイナンバーカードをお持ちの方で、マイナポイントの手続きがお済みでない方、ご自身での手続きが困難な方に、職員がサポートし、マイナポイントの申請手続きの援助を行っています。

※来庁しなくてもスマートフォン、パソコンでも申請ができます。

## ●必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・ポイントカード（マエダのCoGCaカード、薬王堂のWA！CAカード、サンデーのWAONマークのついたカード、ユニバースのARCS RARAカードなど）
- ・本人名義の口座番号が確認できるもの（通帳・キャッシュカード）

※カード取得時にご自身で設定された数字4桁の暗証番号が必要となりますので、暗証番号のお客様控えの用紙をお持ちの方は持参ください。

## 東通村役場にて夜間窓口・休日開庁を実施します

↓マイナンバーカードお受け取り 夜間窓口・休日開庁実施日↓

夜間窓口：1月26日（木）・1月27日（金） 17：30～20：00

休日開庁：1月29日（日） 9：00～17：00

→夜間窓口・休日開庁をご利用希望の方は2日前までの予約が必要です。

役場税務住民課住民グループ（[0175-27-2111](tel:0175-27-2111)）まで電話予約をお願いします。

同時に、マイナポイントの申請を行う方は、予約時にお伝えください。

## ○申請サポート（1月29日のみとなります！）

まだ申請されていない方の申請サポートを実施します。顔写真の撮影も行いますので、顔写真をお持ちでない方も申請可能です。

交付申請書を持参し、来庁ください。※混雑時はお待ちいただく場合がございます

（交付申請書をお持ちでない方は、役場にて申請書を発行しますので、事前にお伝え下さい。

また本人確認資料をお持ちください。）